

各施設管理者 様

福岡市保健福祉局課長（新型コロナウイルス感染症対策担当）
福岡市保健福祉局高齢社会部事業者指導課長

介護従事者が濃厚接触者となった場合の対応について

皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症対策に日々御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、令和4年3月16日付け厚生労働省事務連絡「介護従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」に基づき、オミクロン株が主流の間における本市の対応を下記のとおりお知らせいたしますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

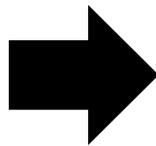
記

1 厚生労働省事務連絡の概要

- ・新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が入所している高齢者施設等であって、外部からの応援職員の確保が困難な施設に限り、入所者に必要なサービスが提供されるための緊急的な対応として、濃厚接触者となった介護従事者が、以下の要件等を満たす限りにおいて、介護に従事することは不要不急の外出に当たらないとする取扱も可能とする。

<これまで>

陽性者と最終接触があった日を0日（最終曝露日）として翌日から4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性確認後、5日目から待機期間解除が可能。



<左記に加えて>

無症状であり、毎日業務前に抗原定性検査で陰性が確認されるなど、一定の要件を満たした場合、陽性者と最終接触があった日（0日：最終曝露日）から勤務が可能となる。

※5日目までの陰性確認で待機期間解除が可能

2 要件等

- ・新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が入所している高齢者施設等であって、外部からの応援職員の確保が困難な施設に従事する介護従事者であること。
- ・他の介護従事者による代替が困難な介護従事者であること。
- ・新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目）を実施済みで、追加接種後14日間経過した後（ただし、2回目接種から6か月以上経過していないために追加接種を実施していない場合には、2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した後でも可）に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。

- ・無症状であり、毎日業務前に PCR 検査等又は抗原定量検査（当該検査による実施が困難である場合は、抗原定性検査キットによる検査も可）により検査を行い、陰性が確認されていること。
- ・濃厚接触者である当該介護従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。
※検査期間は、最終暴露日（陽性者との接触等）から5日目に陰性が確認されるまで。
※注意事項については添付資料をご参照ください。

3 検査について（本市の対応）

要件の一つである毎日業務前に行う検査については、福岡市で実施している「医療・介護施設従事者等へのスクリーニング検査事業」の抗原定性検査キットを使用することができますので、必要に応じご活用ください。

4 添付資料

「介護従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」
(令和4年3月16日付け厚生労働省事務連絡)

【問合せ先】

福岡市保健福祉局新型コロナウイルス感染症対策担当

担当：後藤・平田・高原

TEL:092-711-4750 Fax:092-406-5075

E-mail:coronataisaku.PHWB@city.fukuoka.lg.jp

※「医療・介護施設従事者等へのスクリーニング検査事業」に関する
問合せ先：受託事業者の株式会社ムトウ TEL092-631-0047